

1 和束町総合保健福祉施設建設工事の概要

(1) 事業目的

社会福祉センターや国保診療所などの施設を複合化した総合保健福祉施設を整備します。

(2) 工事内容

本棟、渡り廊下等の新築工事及び外構工事

その他外構解体工事及び庁舎接続部の建具改修工事

(3) エ 期

令和5年9月12日から令和6年12月28日まで

(4) 工事工程

別紙「和束町総合保健福祉施設工事工程表」のとおり

(5) 作 業 日

原則として、月曜日から土曜日を作業日とし、日曜日及び祝日、お盆及び年末年始は休業日とし、作業を行いません。

ただし、休業日であっても、工事の進捗状況によっては内部作業、軽作業及び現場事務所内作業等の騒音を伴わない作業について、御協力をお願いする場合があります。

その際は北側出入口付近に掲示する週間工程表に記載します。

また、台風養生などの緊急を要し、安全維持のために行う作業は時間及び作業日を問わず行う場合があります。

(6) 作業時間

原 則 : 午前8時30分から午後5時30分まで

(準備や片づけなど騒音を伴わない作業については、午前8時00分から午後6時00分までとします。)

騒音を伴う作業 : 午前9時から午後5時30分まで

工事車両の通行 : 児童生徒の登校時間となる[午前7時45分から午前8時15分まで、午後3時から午後4時まで]は通行しません。([午前7時00分から午前7時45分まで]は通行することがあります。)

※1 工事車両は上記時間での通行を徹底しますが、作業員等の通勤車両は上記時間以外で通行させていただく場合があります。

※2 そのほか、工事の進捗状況によっては、上記時間以外で作業をさせていただく場合があります。その場合は、西側出入口付近に掲示する週間工程表に事前に記載します。

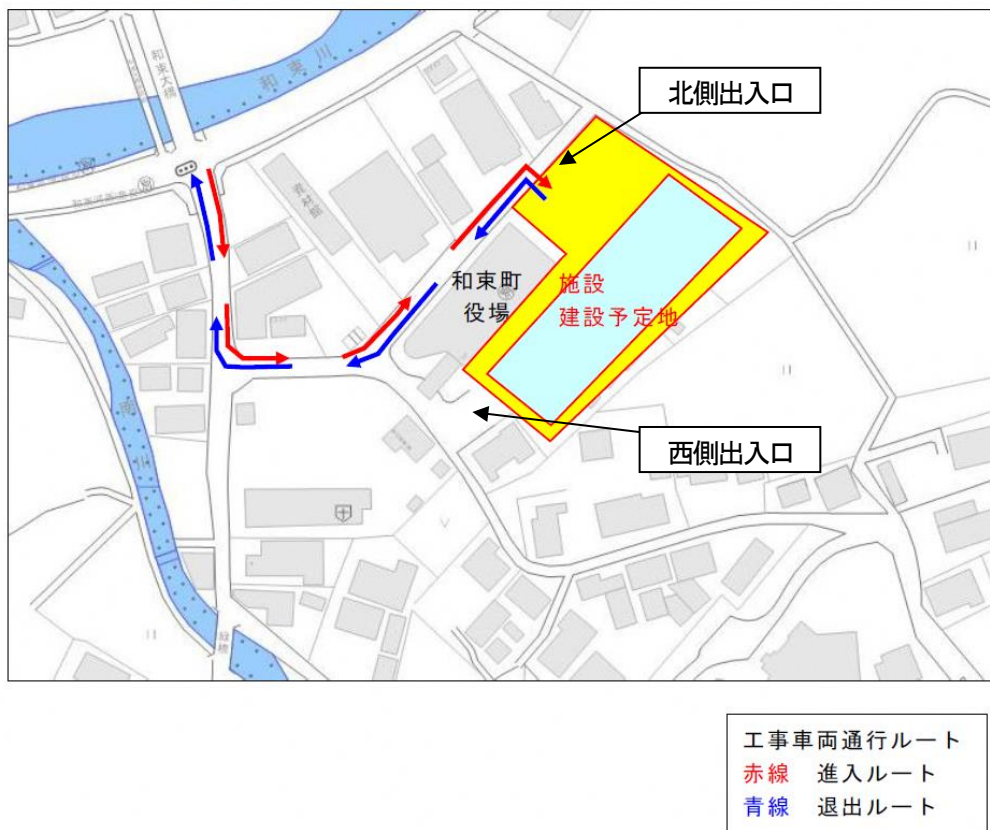
※3 レッカー車両等の大型重機の搬出入は、諸監督官庁の指示により、早朝や夜間になる場合があります。

(7) 工事車両の搬出入ルート

府道5号木津信楽線を通行し和東大橋交差点を和東町役場方面へ進み搬出入します。

工事用車両は原則として下図の北側出入口を使用する経路としますが工事に応じて西側出入口を使用する場合があります。その場合は必要に応じて交通誘導員を適宜配置し、交通安全の確保及び歩行者の保護に努めます。

工事車両通行経路図



(8) 工事車両の通行量

工事に応じて下記車両が重複して搬出入することがあります。

車 種	工事内容	台数の目安 (最大)	期 間
トラック クレーン車	仮設材(仮囲い等)の搬出入	6台／1日	令和5年10月、令和6年11月
ダンプトラック	・地盤改良杭工事 ・土工事	40台／1日	・令和5年10月中旬～令和6年2月
ミキサー車 ポンプ車	コンクリート工事	60台／1日 20日程度	令和5年11月下旬～ 令和6年5月中旬

(9) 安全対策

○住民の皆様に対しての安全には万全を期すとともに、工事の内容をお知らせするため 週間工程表を西側工事用出入口付近に掲示します。また、大型重機の搬出入がある場合は、週間工程表に記載します。

○工事期間中は、工事場所における防犯、防火対策に万全を期すほか、休日及び作業時間外については出入口の封鎖を行います。場内は常に整理整頓を行い、安全管理、風紀、衛生等の対策を徹底します。

○場外・周辺道路及び場内などは適宜清掃活動を行い、美観を損なわないように努めます。

また、工事車両が場内から出る際は、散水設備を用いてタイヤの洗浄を行い、道路上を汚さないように努めます。

○工事車両等の運行に当たっては、法定速度の遵守を徹底するとともに、適宜、交通誘導員を配置するなど、登下校時の児童生徒や通行される方々等の安全を第一に優先します。

○工事車両には工事名称等を記したものをダッシュボードに明示するなど、工事関係車両であることを明確にします。

○工事の進捗に合わせて建物外周に足場を設置し、養生シートを設け、安全、衛生、粉塵の飛散、落下物の防止及び作業音の低減等に留意します。

○工事で使用する建設機械は低騒音型・低振動型とし、騒音、振動及び排気ガスを最小限にとどめるように努めます。

○万が一の災害発生に際しては、速やかに適切な処置を行い、本工事により近隣家屋等に対して被害を及ぼさないよう努めます。

2 連絡先

発注者	: 和束町 (担当課: 総合施設整備課)	TEL	0774-34-0375 (直通)
設計監理	: 株式会社シーラカンズアンドアソシエイツ一級建築士事務所	TEL	052-251-1751
施工業者	: 株式会社巖建設 現場事務所	TEL	075-981-2826 TEL 0774-66-2131

3 仮設計画図

